

○広島県警察被害者支援カウンセラー運用要領の制定について（例規通達）

平成13年4月2日

広警相第10号警察本部長

改正 平成28年1月広総務第97号

令和5年10月26日

各部長・参事官

各所属長

犯罪被害者及びその遺族、交通死亡事故の被害者の遺族等（以下「被害者等」という。）は、直接の被害のみではなく、その結果として生じる精神的・経済的な被害など多くの二次的被害を受けている。

そこで、被害者等の精神的被害回復への支援として、被害者等に対する事件・事故直後の危機介入及び被害者等への支援活動に従事する警察職員に対する専門的な助言・指導等を広島県警察被害者支援カウンセラーに行わせるため、みだしの要領を別添のとおり定め、平成13年4月2日から施行することとしたので、部下職員に周知させ適正な事務の遂行に努められたい。

なお、広島県警察被害者支援カウンセラー運用要綱の制定について（平成10年2月16日付け広警務第107号、広総務第64号、広生企第121号、広地域第103号、広刑総第87号、広交企第70号、広公一第20号）は、平成13年4月1日限り廃止する。

別添

広島県警察被害者支援カウンセラー運用要領

第1 趣旨

この要領は、広島県警察被害者支援カウンセラー（公認心理師の資格その他の専門的な知識及び技能を要する資格を有する警察職員をいう。以下「カウンセラー」という。）の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

カウンセラーは、上司の命を受け、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- (1) 犯罪被害者及びその遺族、交通死亡事故の被害者の遺族等（以下「被害者等」という。）のうち、精神的被害の大きいものに対し、被害直後の初期的な対応（以下「危機介入」という。）を行うこと。
- (2) 警察職員が行う被害者等に対する支援活動について、専門的な助言・指導を行うこと。

- (3) 警察職員に対し、被害者支援に関する教養を行うこと。

### 第3 運用

#### 1 危機介入

- (1) 所属長は、事件・事故等が発生し、カウンセラーによる危機介入が必要であると認められたときは、危機介入依頼書（別記様式第1号）により、カウンセラーの派遣について警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）に依頼するものとする。

- (2) 警察安全相談課長は、危機介入が必要であると認められたときは、カウンセラーを派遣し、危機介入を行わせるものとする。

#### 2 警察職員への助言・指導

被害者等に対する支援活動を行うに当たって、警察職員がカウンセラーからの助言・指導を必要とする場合は、直接カウンセラーに相談できるものとする。

#### 3 被害者支援に関する調査・研究

カウンセラーは、被害者支援に関することについて調査・研究し、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めるものとする。

#### 4 関係機関・団体との連携

カウンセラーは、関係機関・団体等と連携し、被害者等に対する支援活動等を行うものとする。

### 第4 結果報告

- 1 カウンセラーは、危機介入終了後、その結果を速やかに危機介入結果報告書（別記様式第2号）により、警察安全相談課長を経て警察本部長に報告するとともに、その写しを危機介入を依頼した所属長及び警察本部主管課に送付するものとする。

- 2 カウンセラーは、警察職員からの相談に対する助言・指導を行った後、その結果を速やかに被害者相談等に関する助言実施報告書（別記様式第3号）により、警察安全相談課長を経て警察本部長に報告するものとする。

### 第5 運用上の留意事項

- 1 所属長は、被害者支援及びカウンセラーによる危機介入の重要性について、部下職員に周知徹底させるとともに、カウンセラーの派遣について、積極的に依頼すること。

なお、被害者等の精神的被害が重大であるか否か判断できない場合は、その旨を警察安全相談課長に連絡するものとする。

- 2 カウンセラーの派遣については、原則として通常勤務の勤務時間内において行うこと。

ただし、通常勤務の勤務時間外であっても、緊急を要する場合には、所属長は警察安全相談課長とカウンセラー派遣の必要性について協議するものとする。

- 3 危機介入は被害直後に実施することが最も効果的であるが、被害直後に危機介入を実施することが困難な場合は、危機介入を依頼した所属において日程を調整し、できるだけ早い時期に実施すること。
- 4 危機介入の実施場所には、原則として、各警察署の相談室又は警察施設外相談場所を使用すること。ただし、他の場所が適当と認められる場合は、この限りでない。
- 5 被害者等に対する支援活動に従事する警察職員は、精神的負担が過重になることが多いので、各所属の幹部にあつては、当該職員が積極的にカウンセラーへ相談することができるよう配慮すること。

※ 様式省略